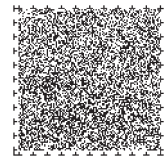


第5期横浜市障害者プラン素案概要版



だい き よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ

そ あ ん さ く せ い

第5期横浜市障害者プランの素案を作成しましたので、

素案について皆様の御意見をください（電子申請又は専用ハガキ等）。

※点字版を御入用の場合、4ページの問合せ先まで御連絡ください。

<パブリックコメント募集期間> 令和8年9月18日(金)～10月17日(土)

ぜんたいばん

全体版 はこちらで ▶▶▶

よこはま し し ょ う が い し ゃ

横浜市障害者プラン



1

よこはま し し ょ う が い し ゃ

横浜市障害者プランとは

ねんど 年度	ねんど 9年度	ねんど 10年度	ねんど 11年度	ねんど 12年度	ねんど 13年度	ねんど 14年度
	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)	(2031年度)	(2032年度)
めいしょう 名称	だいごきよこはまししょうがいしゃ 第5期横浜市障害者プラン					
こうせい 構成	しょうがいしゃけいかく 障害者計画（施策の方向性と個別の事業等を定める計画）					
	しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画			み 直 し	しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画	
	りょうみこりょうとうさだけいかく (サービス利用の見込み量等を定める計画)				りょうみこりょうとうさだけいかく (サービス利用の見込み量等を定める計画)	
	しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画				しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画	
	りょうみこりょうとうさだけいかく (サービス利用の見込み量等を定める計画)				りょうみこりょうとうさだけいかく (サービス利用の見込み量等を定める計画)	

(1) 計画策定の根拠と計画期間

横浜市では、障害施策に関わる中長期的な計画である「障害者プラン」を策定しています。

第5期横浜市障害者プラン(以下、プランという。)は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の性質を持つ計画で、これら3つの法定計画を一体的に策定・推進していきます。

(2) 計画期間

プランは、令和9年度から14年度までの6年間を計画期間としています。

そのうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、3年後の令和12年度に改定を行う予定です。その際、あわせてプラン全体の見直しを行う予定です。

(3) 他計画との関係性

横浜市中期計画2026-2029を上位計画とし、「横浜市地域福祉保健計画」、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」、「第5期横浜市教育振興基本計画」など、他の関連する個別計画との整合性を図り、策定します。

2 プランの構成(基本目標と生活の場面ごとの取組など)

生活の場面 ごとの取組

障害のある人の暮らしを中心に考え、施策を5つの生活の場面ごとに整理しました。

障害のある人を地域で支える基盤の整備

住む・暮らす

安全・安心

育む・学ぶ

働く・楽しむ

生活の場面ごとに「現状と課題」、「施策の方向性」、「成果指標」、「主な活動と目標」、「計画値(サービス利用の見込み量等)」を設定しています。

基本目標

障害のある人もない人も誰もが人格と個性を尊重し合いながら、

自分らしく暮らし続けることができるインクルーシブ(※)なまちヨコハマの実現を目指す

※インクルーシブとは、いろいろな違いがあっても、みんなが一緒に社会に参加し、暮らしていくこと

中期計画での 政策指標

障害児・者にとって暮らしやすいまちとなっている

生活の場面ごとの「主な活動」の実施により、「成果指標」の達成を図り、その積み重ねによって基本目標の達成や、中期計画の目標である「障害児・者にとって暮らしやすいまち」の実現を目指します。「計画値(サービス利用の見込み量等)」は、地域の実情やサービスの需給バランスを踏まえて設定し、必要なサービス提供体制の確保につなげます。

3 生活の場面ごとの取組の概要

障害のある人を地域で支える基盤の整備

障害のある人もない人も、地域社会の一員として暮らしていくには、互いの存在に気付き、身近な存在として理解し合える環境づくりが大切です。そのため、障害理解の促進や権利擁護の推進を図るとともに、相談支援体制の充実や精神障害にも対応した包括的な支援を進めます。また、福祉人材の確保、育成・定着を図るほか、ICTの活用によるサービスの質の向上を推進し、持続可能な障害福祉の基盤を整備します。

主な活動: 普及啓発、権利擁護、人材確保・育成、相談支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

住む・暮らす

障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを継続できるよう、多様な住まいの確保と地域移行を推進します。また、高齢化・重度化や、医療的ケアが必要な人への支援体制を整備するとともに、移動支援やバリアフリー化、地域生活支援拠点等の機能の充実や、緊急時にも安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。

主な活動: 住まい、移動支援、暮らし、まちづくり

あんぜん あんしん
安全・安心

しょうがい ひと けんこう あんしん く ふくし いりよう きょういく れんけい き め しえん
障害のある人が健康に安心して暮らせるよう、福祉・医療・教育が連携した切れ目のない支援
たいせい こうちく いりようてき じ しゃとう しえん じゅうじつ はか けんこう すいしん
体制を構築します。また、医療的ケア児・者等への支援の充実を図るとともに、健康づくりを推進し
ます。あわせて、こべつひ なんけいかく さくせい さいがい じ ようえんごしゃめい ぼ かつよう ぼうさいくんれん つう ちいき
個別避難計画の作成や災害時要援護者名簿の活用、防災訓練などを通じて、地域
ぜんたい ささ あ あんぜん あんしん かんきょう すす
全体で支え合う安全・安心な環境づくりを進めます。

おも かつどう ほけん いりようかんきょう じゅうじつ ぼうさい げんさい
主な活動:保健・医療環境の充実、防災・減災

はぐく まな
育む・学ぶ

こ ひとり とくせい せいちょう おう しえん じゅうじつ はか そう きはつけん そう きりょういく きょういく
子ども一人ひとりの特性や成長に応じた支援の充実を図り、早期発見・早期療育から教育まで
き め しえん すいしん ふくし いりよう きょういく れんけい きょうか ごうりてきはいいりよ じゅうじつ はか
切れ目のない支援を推進します。また、福祉・医療・教育の連携を強化し、合理的配慮の充実を図
ることで、こ とも まな せいちょう かんきょう すす
子どもたちが共に学び成長できる環境づくりを進めます。

おも かつどう りょういく きょういく
主な活動:療育、教育

はたら たの
働く・楽しむ

しょうがい ひと じぶん あ はたら かつ せんたく しゅうろう けいぞく しえんたいせい じゅうじつ
障害のある人が自分に合った働き方を選択し、就労を継続できるよう支援体制を充実させま
す。また、ぶん かげいじゅつ ちいき かつどう さんかきかい かくだい にっちゅうかつどう よ かつどう
スポーツや文化芸術、地域活動などへの参加機会を拡大し、日中活動や余暇活動の
じゅうじつ はか ちいき じぶん かつやく しゃかい じつげん め ざ
充実を図ることで、地域で自分らしく活躍できる社会の実現を目指します。

おも かつどう しゅうろう にっちゅうかつどう ぶん かげいじゅつ
主な活動:就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

こんご さくてい
今後の策定スケジュール

れいわ ねん がつ にち がつ にち
令和8年9月18日～10月17日
パブリックコメント
れいわ ねん がつ にち し みんせつめいかい
令和8年9月30日 市民説明会(※)
れいわ ねん がつ けいかくさくてい
令和9年3月 計画策定

(※)障害者プラン市民説明会を開催します。

①日 時(予定)

れいわ ねん がつ にち すい
令和8年9月30日(水) 13:00～14:30

②場 所 ば しよ よこはま かい だいかいぎしつ
横浜ラポール 2階 大会議室

③内 容 ない よう

だい きしょうがいしゃ れいわ ねんど ふ かえ
・第4期障害者プラン令和7年度の振り返り

だい きしょうがいしゃ そあん
・第5期障害者プランの素案

もうしこみふよう さんかむりよう しゅわつうやく ようやくひつき
申込不要、参加無料、手話通訳・要約筆記・

てんじしりよう
点字資料あり。

しょうがいしゃ し みんせつめいかい
障害者プラン 市民説明会

こ いけん がいとう せいかつ ばめん こうもく
御意見に該当する「生活の場面」の項目に

☑ し、【意見欄】に御意見を御記入ください。

(☑ はいくつでもできます。)

☐ しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび
障害のある人を地域で支える基盤の整備

☐ す く
住む・暮らす

☐ あんぜん あんしん
安全・安心

☐ はぐく まな
育む・学ぶ

☐ はたら たの
働く・楽しむ

☐ た じょうきがい ないよう
その他、上記以外のプランの内容

いけんらん ちえつく ないよう こいけん きにゅう
【意見欄】☑ したプランの内容の御意見を記入



ゆうそう
郵送

ひだりした ぎ と ごきにゆう がつ にち ど
左下のハガキを切り取って御記入いただき、10月17日(土)までに
ゆうびん ごとうかん けしんゆうこう きって ふよう
郵便ポストに御投函ください。消印有効、切手は不要です。



でんししんせい
電子申請

みぎ にじげん よこはましでんししんせい とどけで
右の二次元コードから、横浜市電子申請・届出システムで
かいとう おんせい よ あ たいおう
回答できます。音声読み上げソフトにも対応しています。
だい きよこはまししょうがいしゃ そあん けんさく
「第5期横浜市障害者プラン(素案)」で検索。



いー
Eメール

ひだりした りょうめん きさ い すま し く ねんだい せいかつ ば
左下のハガキ両面に記載されているお住いの市・区、年代と、「生活の場
めん こうもく ごいけん か した おく
面」の項目についての御意見をお書きいただき、下のアドレスへお送りく
ださい。Eメールアドレス kf-syopublic@city.yokohama.lg.jp



ふあつくす
FAX

ひだりした りょうめん きさ い すま し く ねんだい せいかつ ば
左下のハガキ両面に記載されているお住いの市・区、年代と、「生活の場
めん こうもく ごいけん か した ばんごうあて おく
面」の項目についての御意見をお書きいただき、下の番号宛にお送りく
ださい。ふあつくす
FAX 045-671-3566

- 御意見の内容は、本市の考え方とともに、個人情報を除き、後日ウェブページで公表します。
なお、第三者の利益を損なうおそれがあるものなど、内容により公表しない場合があります。
○お電話・来庁での御意見の受付や、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
○御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「個人情報の保護に関
する法律」等に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認の目的
に限り利用します。

切り取り

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和8年10月
31日まで
(切手不要)

ゆうびん
郵便はがき

231-8790

005

よこはま市 なくほんちよう
横浜市中区本町6-50-10
よこはま市健康福祉局障害施策推進課
だい きしょうがいしゃ そあん
第5期障害者プラン(素案)
よこはま市しょうがいしゃ たんとう いき
「横浜市障害者プラン担当」行



がいとう こうもく ちえつく ごきにゆう
該当する項目に ☒ ・御記入ください

【住所】 ☐ よこはまし ☐ 区
☐ よこはましが い ☐ かいとう
☐ 横浜市外 ☐ 回答したくない

【年代】 ☐ さいだい 20 さいだい 30
☐ さいだい 40 さいだい 50
☐ さいだい 60 さいだい 70
☐ さいだい 80 さいだい 回答したくない

だい きしょうがいしゃ そあん ほんぺん さっし
第5期障害者プラン(素案)本編(冊子)は、
つぎ ばしょ にゆうしゅ
次の場所で入手できます。

- か く く や く し ょ こうほうそうだんがかり
・各区役所の広報相談係
- こうれい しょうがいし えん か かていし えん か
高齢・障害支援課、こども家庭支援課
- しみんじょうほう よこはましちようしゃ かい
・市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- けんこうふくしきょくしょうがいし さく すいしん か よこはましちようしゃ かい
・健康福祉局障害施策推進課(横浜市庁舎15階)
- よこはまししょうがいしゃ けんさく
・ウェブサイト「横浜市障害者プラン」で検索

【パブリックコメントに関する問合せ先】

でんわ
電話: 0120-756-555

よこはまし いたく う じぎょうしゃ せんようまどぐち
※横浜市から委託を受けた事業者の専用窓口です。

た たいあわ さき けんこうふくしきょくしょうがいし さく すいしん か
その他の問合せ先: 健康福祉局 障害施策推進課
でんわ
電話: 045-671-3604 FAX: 045-671-3566
いー
Eメール: kf-syopublic@city.yokohama.lg.jp

だい きよこはまししょうがいしゃ そあん がいようばん
第5期横浜市障害者プラン(素案)概要版
はつ こう よこはましけんこうふくしきょく
発行: 横浜市健康福祉局
せいしやうねんきょく
こども青少年局
きやういくいんかいじむきょく
教育委員会事務局
れいわ ねん ねん がつ
令和8年(2026年)9月

